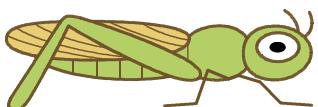


5月 広報たかとく

令和6年5月発行
今市警察署
TEL 0288-23-0110
高徳駐在所
TEL 0288-76-8111

山岳事故・遭難に注意



夏も近づき、登山やハイキングをする人の姿を多く見かけるようになりました。登山やハイキング、山菜取りに出掛ける方は以下の点に注意してください。

~その壱~

〔十分な装備と無理なルートを選択しないこと〕

- ・登山に行く場合、確実な登山計画書の提出。(アプリの活用)
- ・万が一の遭難事故等に役立ちます。

~その弐~

〔家族・知人などへの報告〕

- ・自分の行き先、帰宅予定時間を伝えましょう。
- ・自分は大丈夫!! (NG) →心配だから伝えましょう!! (OK)



~その参~

〔冷静な状況判断と慎重な行動〕

- ・人の慣れ=失敗の前兆です。細心の注意を払いましょう。
- ・山菜取りでは、急な斜面は立ち入らないでください。



※万が一、道に迷ったり、身動きがとれなくなった場合は、警察や消防に通報して下さい。



・・栃木県自転車条例について・・

「栃木県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」

- ヘルメットの着用(努力義務)
- 自転車の点検整備(努力義務)
- 自転車保険加入の義務化

＊＊ながら運転の禁止＊＊

携帯電話等の注視、二人乗り、傘さし運転など…

当然、信号無視や飲酒運転もダメ!



自転車に乗るときの基本ルール 自転車安全利用五則

- 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 夜間はライトを点灯
- 飲酒運転は禁止
- ヘルメットを着用

